

～にしなり～支部だより

発行者:支部長 日下卓 編集:岩崎大輔

平成19年1月発行



支部長から新年のご挨拶

年頭のご挨拶

支部長 日下 卓

西成支部会員の皆様、新年を迎え心よりお慶び申し上げますとともに、本年も変わらぬご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

昨年は念願の支部のホームページを立ち上げ、ネット上にも支部の広報として、情報発信のツールを手に入れたこととなります。しかし、いくら重宝な道具でも、うまく使いこなさなければ、宝の持ち腐れになってしまいます。これから会員の皆様のご協力を得ながら、より充実したホームページに育てていくことで、

皆様の活動に役立つようにしていかなければならないと考えております。多くのご提案やご意見をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

また、本会では昨年改正された組織改革が、いよいよ平成19年度から実施されます。私流の解釈で申し上げますと、今までの組織は執行部主導型で、一般会員からは『会は自分(会員)のために何をしてくれるのか』といった受身の姿勢が多く見受けられ、その期待に応えようと懸命に努力をしてきた執行部の負担は計り知れません。

今後は会員主導型となり、『自分(会員)は会のために何が出来るか』との認識と、会員の自覚が求められることになると考えております。厳しい言い方をすれば、会員自身が積極的に会の活動に参加し、自ら汗をかく覚悟がなければ、会は機能不全に陥ってしまうということです。おわかりのとおり、執行部に「おんぶに抱っこ」ではその成果に限界があることは今さら申し上げるまでもないでしょう。

もちろん多くの会員が共通の認識の下で協力することにより、今までできなかった、或いはしてこなかった活動の実現が可能となり、組織改革が目指した成果が期待できるわけですが、いずれにしても会員一人ひとりの自覚と、積極的かつ具体的なアクションなくしては成り立ちませんので、皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

最後になりましたが、支部会費のご協力に対して改めて御礼申し上げますと共に、会員のための活動を目指して、役員一同力を合わせてがんばっておりますので、今後も積極的なご支援、ご協力をお願い申し上げます。

今年が皆様にとってすばらしい年となりますことを心よりお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

平成18年度 新入会員の入会(転入を含む)

原田頼子 会員(転入)

半川治美 会員

石塚峰夫 会員(転入)

岡部敏昭 会員(転入)

近藤昌裕 会員

泉谷 透 会員

みなさん、今後ともよろしくお願い致します。

西成支部HPのスタート

広報担当の岩崎です。

昨年9月に西成支部ホームページがスタートしました。

ホームページアドレスは<http://www.osaka-gyoseishoshi.or.jp/branch/nishinari/>です。

本会のHPからもリンクしていますので、そちらからも入れます。

まだまだ出来たばかりで、更新も行えていませんが、研修会の連絡など、皆様にとって便利なものをお願いいたしますので、たくさんの意見、ご要望をお待ちしております。

平成18年度 第1回支部研修会のご報告

平成18年8月2日弘治文化会館において、西支部より橋上弘会員を講師に招きまして、「企業法務について」のテーマのもと、研修会が午後4時から午後6時まで開催されました。

支部から20名の参加がありました。「企業法務」という言葉は良く耳にしますが、それに関わる行政書士は多くありません。その第一人者である橋上先生の講義で、行政書士がどのように企業と関わるのか、どのような法律知識を与えていけるのかなど、この研修会に参加することにより、かつて、行政書士にはなかった「企業顧問」という役割、業務について理解できたかと思えます。また新社会法にも触れながら、実体験を元に興味深い講義をしていただきました。橋上先生、ありがとうございました。

平成18年度 第2回支部研修会のご報告

平成18年10月13日弘治文化会館において、「商号と商標」についての研修会が行われました。斎藤副支部長の紹介により、三島支部から大脇伸太郎先生を招いて研修をして頂きました。

支部から16名の参加がありました。大脇先生は、本会の知的財産委員会の委員長をされており、知的財産の業務を広めていこうと尽力されています。

行政書士がどのように商号、商標に関わるのかについて、弁理士との業際にも触れながら、非常にわかりやすいご説明で、我々にとって有意義な研修となったかと思えます。

ここ数年、重大性が増しているこの知的財産という分野は、行政書士にとって非常に魅力の有る業務であると思えます。これからも知的財産の世界において行政書士をアピールしていきたいと思うようになりました。

平成18年度 無料相談会、PR活動のご報告

平成18年10月7日、加賀屋商店街にて、無料相談及び、PR物品の配布活動を行いました。同じ場所で、今年は3年目の開催となりました。

相談者は10名に満たず、活動の周知や行政書士の知名度もまだまだかな・・と、少し寂しく思いました。来期以降の開催場所や広報活動については、また支部で綿密に検討する余地がありそうです。相談の内容としては、会社設立、相続関連、不動産関連と色々な案件があり、相談されたお客様の満足だけでなく、我々も無料相談の相談員という立場を通じてとても良い経験となったかと思えます。

このPR月間だけでなく、一人一人が日々研鑽しながら、今後も行政書士をPRしていきたいと思いま

す。



支部旅行について

10月22日、滋賀県雄琴への支部日帰り旅行を開催いたしました。
家族含め、10名の参加がありました。「里湯昔話 雄山荘」にて、美味しい料理に舌鼓を打ち、温泉にて仕事の疲れを癒しました。

来年も一泊、日帰りを問わず、皆様に参加しやすい旅行を計画したいと思います。旅行場所、旅行時期、楽しい企画など、どしどし意見をお寄せ下さい。来年も多数の参加をお待ちしております。



行政のお役立ち情報

●行政書士試験の件

試験結果が発表になりました。昨年の試験の結果、全国平均が4.79%。大阪府の合格率が5.4%でした。昨年よりはアップしましたが、それでもまだまだ難易度は高かったようです。

<http://gyosei-shiken.or.jp/gokaku/ichiran.htm>

●税源移譲の実施(所得税から住民税へ)

平成19年から、地方分権を進めるため、国税(所得税)から地方税(住民税)へ税金が移し替えられます(3兆円の税源移譲)。

この税源移譲にあたって、所得税と住民税の税率が変わります。

これに伴い、ほとんどの方が、・所得税は平成19年分から減り(平成19年1月以降の源泉徴収及び平成20年2月～3月に行われる確定申告)、

・住民税は平成19年度分から増える(平成19年6月以降に納付)こととなりますが、税金の移し替えなので、所得税と住民税を合わせた同一課税年度における納税額は基本的に変わりません。

ただし、景気回復のための定率減税措置がとられなくなることや、皆様の収入の増減など、別の要因により、実際の納税額は変わりますので、ご注意ください。

●定率減税の廃止

平成11年に臨時異例の景気対策として導入された定率減税が、経済状況の改善などを踏まえ、・所得税は平成19年分(平成19年1月以降の源泉徴収及び平成20年2月～3月に行われる確定申告)から、・住民税は平成19年度分(平成19年6月以降に納付)から廃止され、本来の税額に戻ります。

このため、税源移譲とは別に、定率減税が廃止されることによる納税額の増加があります。

●その他

・平成11年から平成18年までに入居され、住宅ローン減税の適用を現在受けている方又は今年の確定申告から受ける予定の方の中には、税源移譲により所得税額が減少することに伴い、本来受けられるべき住宅ローン減税額が減少する方がいらっしゃるかと思います。

税源移譲により減少する住宅ローン減税相当額については、平成19年分以降の申告(基本的には平成20年2月～3月以降の申告)により、平成20年度分以降の住民税から控除することができるよう措置されています(ただし、毎年同時期の申告が必要です。この措置は総務省の所管となります)。

・平成19年及び20年に入居される方につきましては、1月19日に閣議決定された平成19年度税制改正の要綱において、所得税において住宅ローン減税の効果を確保するため、控除期間を10年から15年に延長し、1年あたりの控除額を引き下げる特例を創設することとされています(注)。

この特例は現行制度との選択制です。

(注)平成19年度税制改正の要綱については、こちらからご覧いただけます。

http://www.mof.go.jp/seifuan19/zei001_a1.htm

※ 詳しくは、下記URLをご覧ください。

・「平成19年から所得税が変わります。」(財務省ホームページ)

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/zeigen.htm>

・「国から地方への税源移譲(三位一体の改革)」(総務省ホームページ)

http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei_seido/zeigenijou2.html

編集後記

今年はや暖冬ですね。スキー場は雪がなく、どこも悲鳴を上げていると言います。それに比べ、ゴルフ場はこの冬、大幅な収入増だそうです。ゴルフは雨でも風でも中止になりませんが、雪の日だけは中止になります。雪でボールが見えなくなりますからね。山林(に作られることが多いゴルフ場)で冬に降るはずのその雪が降らないのですから、甲信越や東北のゴルフ場もこの冬はほとんどプレーできたそうです。私事ですが、ここ1、2年ゴルフにハマっています。高校生や大学生の頃、なんでオヤジ達(笑)はゴルフなんかするんやろうと不思議に思っていたんですが、やってみると見事に夢中になってしまいました。酸いも甘いも経験した50歳、60歳の人生のベテランが「ゴルフは面白い！」というんですからやっぱり面白いんですね。食わず嫌いはダメですね。今年「釣り」にも挑戦しようかなと思う今日このごろです。(岩崎)